

岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する公示

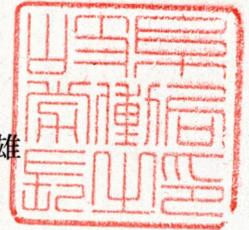
岐阜労働局一般公示第7号

令和6年10月11日岐阜地方最低賃金審議会から岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、岐阜県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和6年10月30日までに岐阜労働局長あて（岐阜市金竜町5丁目13番地）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和6年10月15日

岐阜労働局長 千葉 登志雄



記

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見の要旨

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のように改正決定すること。

1 適用する地域
岐阜県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ 卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,057円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月21日